

国海査第 525 号の 9
平成 17 年 3 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

海事局検査測度課長

船舶発生油等焼却設備の英文型式承認書の取り扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から海事安全行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、ご連絡申し上げます。平成 17 年 3 月 28 日付け海査第 523 号(型式承認試験船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準の制定について)により、船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準を制定いたしました。当該船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準の適用に当たっては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

1. 概要

1997 年、国際海事機関(IMO)において、MARPOL 条約に附属書 VI(大気汚染防止規制)を追加する議定書が採択されました。この中で、各国の排他的経済水域(EEZ 水域)を超えて航行する船舶であって平成 12 年 1 月 1 日以降設置する船舶発生油等焼却設備は、主管庁が附属書 VI 第 16 規則に基づき認めることとされています。加えて、IMO 決議 MEPC.93(45)ANNEX に定める様式の英文型式承認書の写しの備え置きが義務付けられていることから、外国政府が実施する PSC においては、当該写しの提示が求められる可能性があります。

我が国においては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(国土交通省令第 93 号平成 16 年 10 月 28 日公布)により海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準を定める省令を一部改正するとともに、大気汚染防止検査対象設備の技術上の船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準を定める告示(国土交通省告示第 120 号平成 17 年 2 月 1 日公布)を定めました。これを受け、船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準を制定しましたので、今般、型式承認された当該設備に対し、英文型式承認書を交付する体制を以下のとおり整えることとしました。

2. 適用

船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準は、平成 17 年 3 月 28 日以後に型式承認された船舶発生油等焼却設備について適用します。平成 12 年 1 月 1 日以降に船舶発生油等焼却設備を設置し、EEZ 水域を超えて航行する船舶は、当該設備の英文型式承認書の写しを備え置くことが必要です。

3. 英文型式承認書の交付申請手続き

船舶発生油等焼却設備の英文型式承認書の交付申請手続きは、別紙のとおりです。

4．英文型式承認書(写し)の取り扱いについて

船舶発生油等焼却設備の製造者は、型式承認を受けた当該物件について、英文型式承認書の交付申請をすることができます。なお、英文型式承認書の交付を受けた製造者は、当該物件の出荷時に、当該英文承認書の写しを添付します。

5．予備検査に合格した船舶発生油等焼却設備について

予備検査に合格した船舶発生油等焼却設備は、型式承認された物件と同一の様式による英文証書の交付申請をすることができます。この場合、上記 3.及び 4.において「英文型式承認書」を「英文証書」と、「型式承認」を「予備検査」と読み替え運用します。EEZ 水域を超えて航行する船舶は、当該設備の英文証書の写しを備え置く必要があります。

英文型式承認書の交付申請について

1 船舶発生油等焼却設備の製造者は、型式承認申請と同時に様式 1 に必要事項を記載のうえ、管海官庁を経由して海事局検査測度課(担当業務第一係)あて申請すること。

なお、既に型式承認済みの当該設備であって、英文型式承認書の交付のみを申請をする場合は、直接海事局検査測度課(担当業務第一係)あて申請すること。

2 申請に当たっては、様式 2 の英文型式承認書の様式に必要事項を記載したものを 2 部 提出 すること。なお、記載事項のうち「signed(署名)」及び「dated(日付)」の欄は、空白にすることとする。

(様式 1)

英文型式承認証書の交付申請書

平成 年 月 日

海事局検査測度課長 殿

住 所
氏 名 印

このたび、下記の型式承認を受けた下記物件について、英文型式承認書の交付を申請いたします。

記

物件の名称

物件の型式

型式承認番号

承認年月日

CERTIFICATE OF SHIPBOARD INCINERATOR

MARITIME BUREAU

Ministry of Land, Infrastructure and Transport



JAPAN

THIS IS TO CERTIFY that the shipboard incinerator listed has been examined and tested in accordance with the requirements of the Standard for Shipboard Incinerators for disposing of ship-generated waste appended to the Guidelines for the Implementation of Annex V of MARPOL 73/78 as amended by resolution MEPC.76(40) and referenced by regulation 16 of ANNEX VI to MARPOL 73/78.

Incinerator manufactured by

Style, type or model for the incinerator

Max. capacity kW
 kg/h of specified waste
 kg/h per burner

O₂ Average in combustion chamber/zone %

CO Average in flue gas mg/MJ

Soot number average Bacharach or ringelman Scale

Combustion chamber flue gas outlet temperature average °C

Amount of unburned components % by weight
 in ashes

A copy of this certificate should be carried on board a vessel fitted with this equipment at all times.

(official stamp)

Signed _____

(name)

Director
 Inspection and Measurement Div.
 Maritime Bureau
 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

Dated this _____ day of _____ 2005

